

八頭町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

(令和3年度決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
令和3年度	16,341 人	12,308,468 千円	982,425 千円	2,099,132 千円	17.05 %	16.66 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

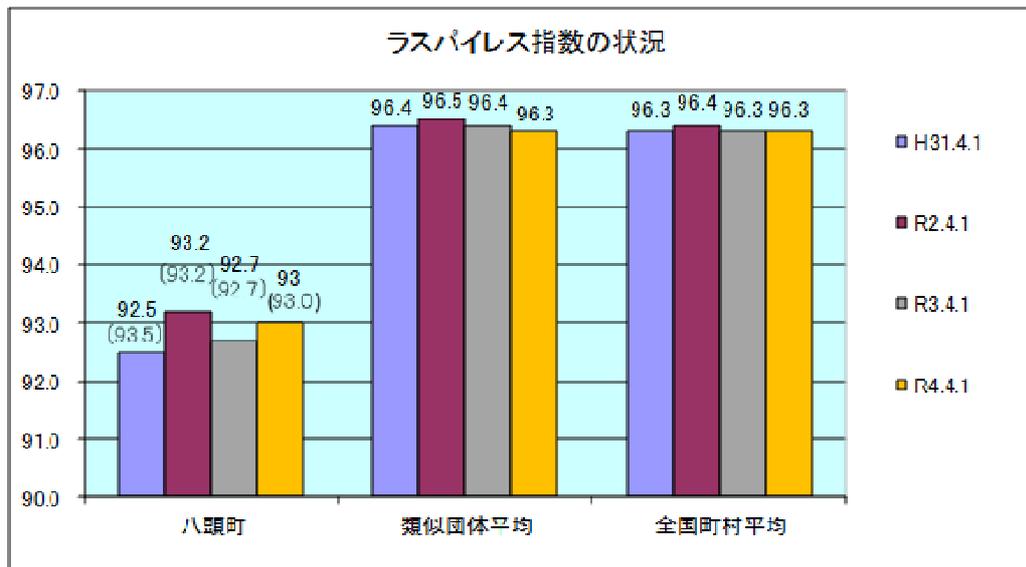
(令和3年度決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 (IV-1)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和3年度	195 人	681,352 千円	92,264 千円	267,203 千円	1,040,819 千円	5,338 千円	5,708 千円

(注)

- 職員手当には退職手当を含みません。
- 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含みません。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 ※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込みを記載します。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会の設置がないため、人事委員会の勧告は記載しておりません

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施・未実施】

一般行政職・技能労務職の給料表を改定し、国の見直しを踏まえ平均2%引下げ。若年層については改定なし。高齢層については最高4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。(平成27年4月1日実施)

②地域手当の見直し

支給割合は国と同様。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は15%、給与改定後は平成27年4月に遡及し15.5%、平成28年4月1日から16%を支給。(平成27年4月1日より実施)

※支給対象地域 大阪市(2級地)	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		4月1日 時点	遡及改定後							
国基準による 支給割合	15.5%	15%	15.5%	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %
八頭町の 支給割合	15.5%	15%	15.5%	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八頭町	43.7 歳	306,400 円	353,485 円	326,266 円
鳥取県	43.2 歳	318,873 円	399,312 円	344,365 円
国	42.7 歳	323,711 円	405,049 円	—
類似団体	42.1 歳	307,090 円	358,303 円	330,443 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
八頭町	53.2 歳	15 人	314,200 円	328,186 円	319,633 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	*	1 人	*	*	*	バス運転者	52.8 歳	279,400 円	*
うち学校給食員	58.0 歳	7 人	302,500 円	311,043 円	307,000 円	飲食物調理従事者	47.1 歳	226,200 円	1.38
うちその他	48.4 歳	7 人	321,800 円	334,114 円	328,943 円	飲食物調理従事者	47.1 歳	226,200 円	1.49
鳥取県	53.8 歳	84 人	308,050 円	336,265 円	319,600 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	328,416 円	—	—	—	—	—
類似団体	51.4 歳	7 人	284,782 円	306,874 円	294,245 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八頭町	—	—	—
うち自動車運転手	*	3,353,000 円	*
うち学校給食員	5,033,116 円	2,968,500 円	1.70
うちその他	5,432,868 円	2,968,500 円	1.83

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成31年から令和3年の3ヶ月平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 自動車運転手は少人数のため、個人情報の観点から「*」で表示しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		八頭町	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	150,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和4年4月1日現在)

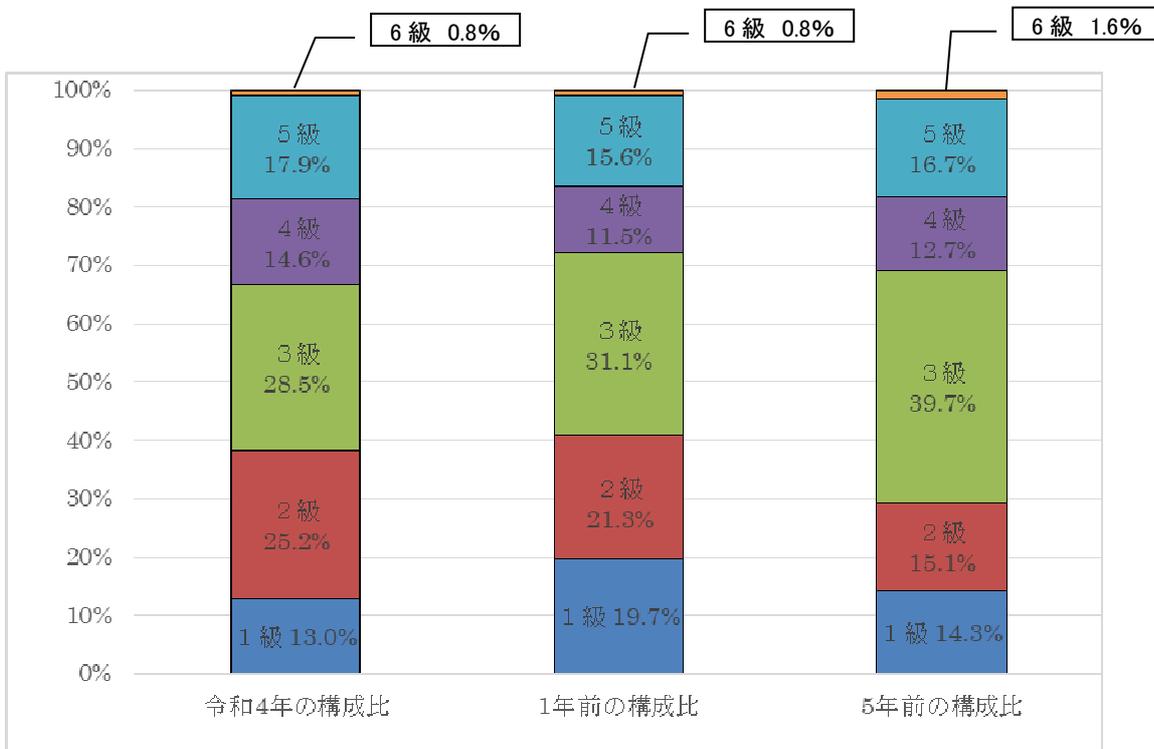
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	255,300 円	340,000 円	343,300 円	—
	高校卒	224,500 円	279,100 円	322,900 円	362,800 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	348,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

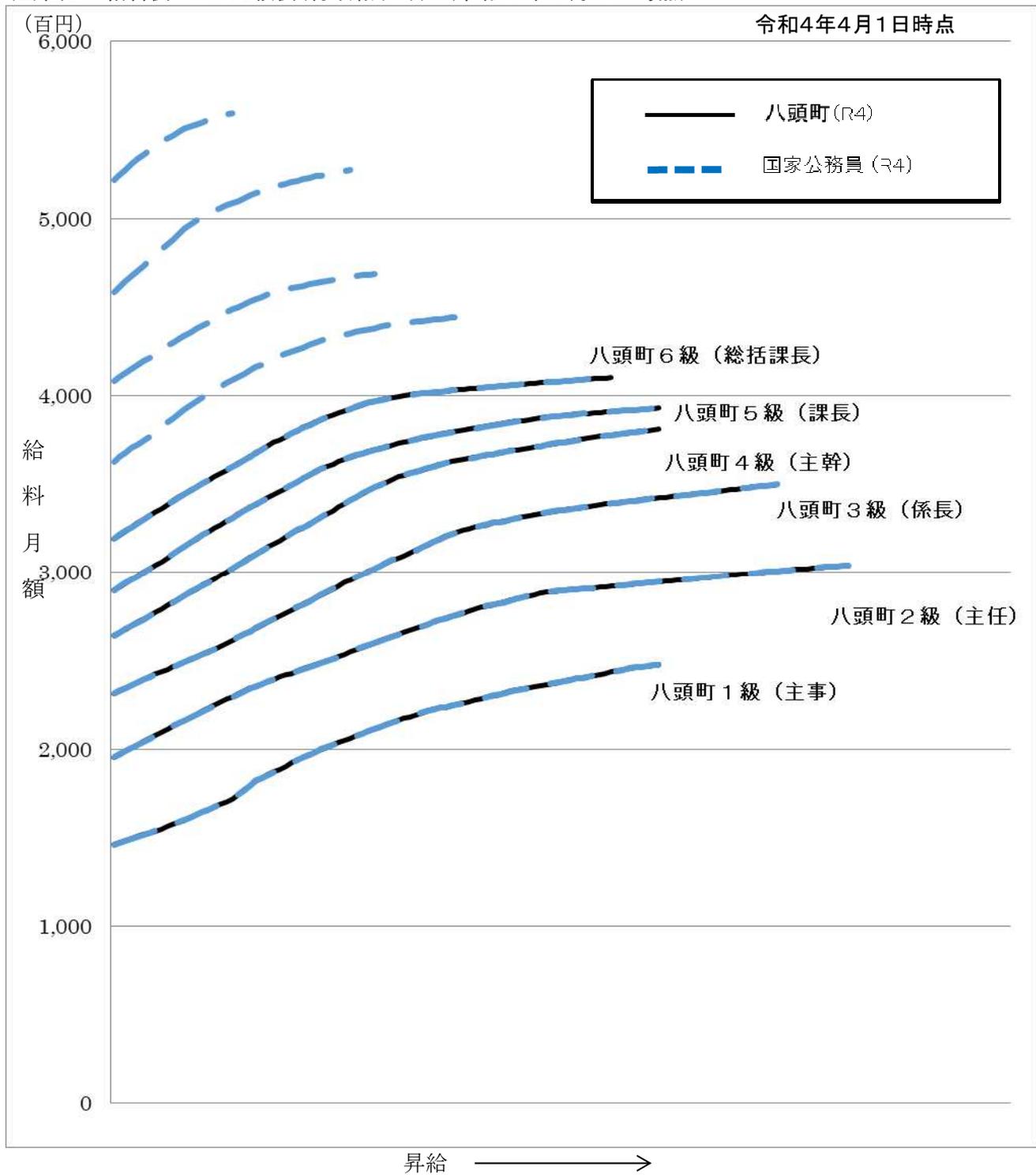
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、保育士、保健師、技師、栄養士、管理栄養士、看護師又は社会福祉士の職務等	16 人	13.0%	146,100 円	247,600 円
2 級	主任、主任保育士、主任保健師、主任技師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任看護師又は主任社会福祉士の職務等	31 人	25.2%	195,500 円	304,200 円
3 級	係長又は副主幹の職務等	35 人	28.5%	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、局長補佐又は主幹の職務等	18 人	14.6%	264,200 円	381,000 円
5 級	会計管理者、支所長、次長、課長、局長、室長、所長、館長、参事又は主査の職務等	22 人	17.9%	289,700 円	393,000 円
6 級	総括課長、困難な業務を行う会計管理者、支所長、次長、課長、局長、室長、所長又は館長の職務等	1 人	0.8%	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 八頭町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更しています。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和4年4月1日時点)



級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
団体	13.0%	25.2%	28.5%	14.6%	17.9%	0.8%				

(2) 昇給への人事評価の活用状況（八頭町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八頭町	鳥取県	国
1人当たり平均支給額 (令和3年度) 1,378 千円	1人当たり平均支給額 (令和3年度) 1,421 千円	—
(令和3年度支給割合)(注2) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.55月分 (1.31)月分 (0.79)月分	(令和3年度支給割合)(注2) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ※役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ※役職加算 5~20% ※管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ※役職加算 5~20% ※管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 令和3年人事院勧告における0.15月の引下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(八頭町)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

(支給率)	八頭町		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
退職時特別昇給	なし		-	
一人当たり平均支給額	*千円		-	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

個人情報保護の観点から対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	-		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	-		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	-	-	-

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	316千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	7,011円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	20.74%			
手当の種類(手当数)	15			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に 対する支給単価
町税徴収特殊勤務手当	税務課等職員	町税徴収事務	29千円	300円/日
税外徴収特殊勤務手当	税外徴収担当課員	税外徴収等事務	61千円	300円/日
上下水道管理作業特殊勤務手当	上下水道課等職員	上下水道管理作業	127千円	1,200円/日
犬捕獲作業特殊勤務手当	福祉環境課職員	犬捕獲作業	3千円	300円/件
犬、猫死がい処理作業特殊勤務手当	建設課、福祉環境課等職員	犬、猫死がい処理業	7千円	300円/件
公共用地取得交渉事務特殊勤務手当	従事した職員	用地交渉事務	1千円	300円/日
特殊自動車運転作業特殊勤務手当	建設課等職員	特殊自動車運転業務	-	300円/日
特殊現場作業特殊勤務手当	地籍調査課職員	特殊現場作業	28千円	300円/日
感染症防疫作業特殊勤務手当	保健課等職員	感染症防疫作業	-	300円/日
有毒農薬散布作業特殊勤務手当	産業観光課等職員	有毒農薬散布作業	-	300円/日
結核患者指導業務特殊勤務手当	保健課等職員	結核患者指導業務	-	300円/件
死体取扱作業特殊勤務手当	従事した職員	死体取扱作業	-	1,200円/日
シカ等捕獲個体確認作業手当	産業観光課等職員	捕獲個体確認等作業	-	300円/日
ツキノワグマ捕獲個体確認等作業	産業観光課等職員	捕獲個体確認等作業	16千円	300円/件
福祉関係法令の規定に基づく業務特殊勤務手当	福祉事務所職員	特定訪問等業務	44千円	1,000円/日

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	26,897千円	支給実績(令和3年度決算)	43,517千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	139千円	職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	231千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2・3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	※配偶者:月額6,500円、子:10,000円 ※上記以外の者1人につき:月額6,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人の加算額:月額5,000円加算等	同じ	—	22,507千円	277,120円
住居手当	※月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給(支給限度額 月額28,000円)	同じ	—	6,173千円	214,614円
通勤手当	※交通機関利用者 運賃相当額:支給限度額 月額55,000円それ以上は1/2 ※自動車等利用者:月額2,000円~24,500円	同じ	—	12,426千円	67,538円
管理職手当	※月額52,500円、42,000円、34,000円 総括課長等:月額52,500円 参事・保育所長等:月額34,000円 その他の管理職等:月額42,000円	異なる	支給額	13,590千円	468,621円
管理職特別勤務手当	※平日0~5時に勤務につき:6,000円 ※休日6時間までの勤務につき:8,000円 6時間以上の勤務につき:12,000円	同じ	—	1,078千円	46,869円
宿日直手当	※勤務1回につき:4,400円等 ※学生等の生活指導の勤務1回につき7,200円等	異なる	支給額等	—	—
単身赴任手当	※月額30,000円に赴任距離に応じた額を加算	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額
給料	町長	802,000円	840,000円/595,200円
	副町長	634,000円	683,000円/540,000円
報酬	議長	313,000円	375,000円/273,000円
	副議長	233,000円	310,000円/221,000円
	議員	217,000円	290,000円/203,000円
手期末	町長・副町長	(令和3年度支給割合)	3.35月分 支給加算20%
	議長・副議長・議員	(令和3年度支給割合)	3.35月分 支給加算20%
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	802,000円×在職年数×500/100	16,040,000円 任期ごと
	備考	634,000円×在職年数×280/100	7,100,800円 任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

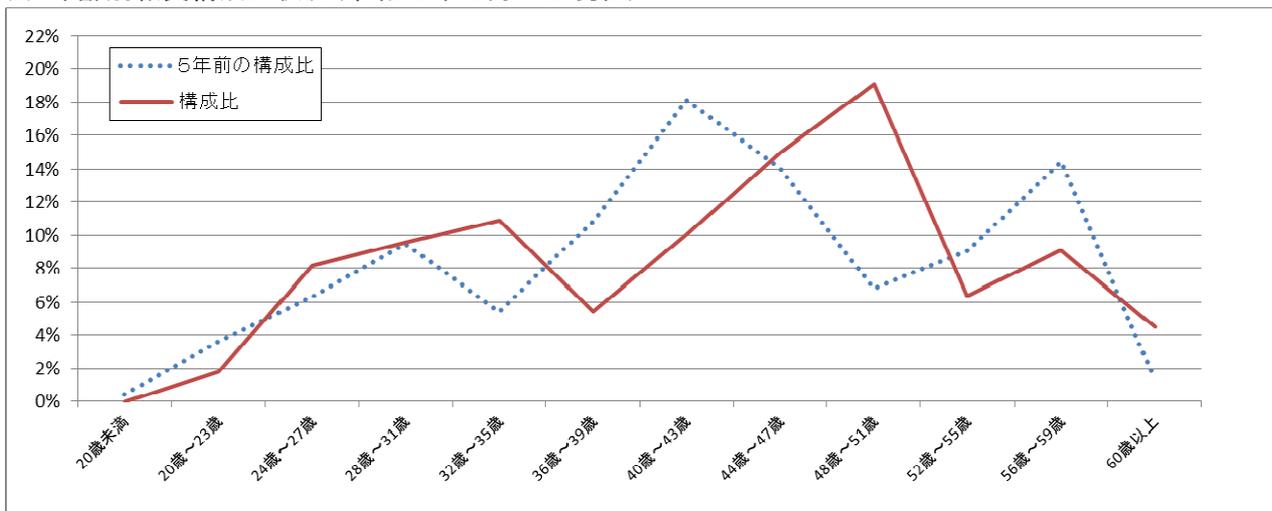
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	36	39	3	配置職員の増
		税務	9	9	0	
		民生	76	76	0	
		衛生	15	17	2	配置職員の増
		農林水産	23	23	0	
		土木	7	7	0	
	計	169	174	5	<参考> 人口1万当たり職員数 108.26人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 78.94人)	
	教育部門	26	26	0		
	小計	195	200	5	<参考> 人口1万当たり職員数 124.43人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 98.03人)	
会計部門 公営企業等	水道	3	3	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	14	12	▲2	職員配置の減	
	小計	22	20	▲2		
合計		217 [272]	220 [272]	3	<参考> 人口1万当たり職員数 137.18人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	18人	21人	24人	12人	22人	33人	42人	14人	20人	10人	220人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	H29	H30	H31	R2	R3	R4	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	175	174	175	173	169	174	▲1(▲0.57%)
教育	26	26	25	26	26	26	0
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	201	200	200	199	195	200	▲1(▲0.50%)
公営企業等会計計	20	21	22	24	22	20	0
総合計	221	221	222	223	217	220	▲1(▲0.45%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 分限・懲戒の状況 (令和2年11月1日～令和3年10月31日)

分限等の種類	処分人数	主な処分理由
懲戒免職	0人	-
降任	0人	-
停職	0人	-
減給	0人	-
戒告	0人	-

8 職員の研修及び勤務成績の評価

(1)職員の研修の状況(令和3年度) ※印の研修は住民対象に行った研修で、人数は職員の参加人数です

研修区分		研修回数	参加人数	備考
独自実施研修	全体講演会	0	0人	
	人権研修担当委員研修会	0	0人	
	課内研修	随時	-	
	全国大会派遣研修	3	23人	オンライン開催
	人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会	1	延べ7人	
	※人権尊重のまちづくり講演会	1	一人	オンライン参加のため不明
	※八頭町部落解放研究集会	1	一人	
	その他事務的研修等	0	0人	実務研修会
海外研修	0	0人		
他自治体との合同研修		0	0人	
階層別研修(新規採用、中堅、新任課長等)		9	42人	鳥取県職員人材開発センター実施
能力開発・向上研修等		9	61人	鳥取県職員人材開発センター実施
研修機関派遣研修(自治大学校、市町村職員中央研修所等)		0	0人	
その他専門実務研修等		0	0人	

(2) 職員の勤務評定の状況(令和3年度)

評定の回数	1回
評定の時期	10月
評定の対象人数	212人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(令和3年度)

健康診断の種類	受診者数
定期健康診断	73人
人間ドック	141人

(2) 公務災害補償認定請求状況(令和3年度)

区分	認定件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

(3) 勤務条件に関する措置の要求状況(令和3年度)

継続件数	措置要求件数
0件	0件

(4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況(令和3年度)

継続件数	不服申立件数
0件	0件